

久留米市学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル募集要項
(一般公募 B 市内・市外業者共通枠)

1 目的

本要項は、「久留米市学校給食調理等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

発注単位は、下記のとおりとする。

- エ 久留米市立南薫小学校 給食調理等業務
- オ 久留米市立長門石小学校・宮ノ陣小学校 給食調理等業務
- カ 久留米市立安武小学校・大善寺小学校 給食調理等業務

応募は単位ごとに申し込みを行うものとし、併願を認める。また、複数の単位の受託ができるものとする。なお、令和8年4月1日時点で久留米市学校給食調理等業務を受託していない場合、受託は一般公募A、一般公募B合わせて1単位までとする。

(2) 業務内容 ※各単位共通

業務の具体的な内容は、「久留米市学校給食調理等業務委託仕様書」を参照すること。

- ① 調理及び配缶・配膳（回収業務含む）
- ② 食器具の洗浄・消毒・保管
- ③ 施設設備の清掃・消毒及び日常点検
- ④ 残菜及び厨芥の処理
- ⑤ その他調理等に付随する業務

(3) 業務期間 ※各単位共通

- ① 契約期間は、特段の事情がない限り、令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）とする。
- ② 受託者が提供する業務内容について、定期的に評価を行うこととする。その結果、業務委託契約書及び仕様書に定められた内容を充足していないことが判明した場合には、受託事業者に対して、一定期間内に具体的な改善策の提出及びその実施を文書で求めることとする。これらにより改善が図られない場合や、受託者の故意又は重大な過失により市又は第三者に損害を与えた場合等においては、契約を解除することがある。

(4) 業務場所 ※各単位共通

各学校の給食室及びその附帯施設

3 予算額

各業務における5年間の総額、各年度及び平均見積額の上限は下記のとおりとする。

単位		エ	オ	カ
業務名		南薫小学校 給食調理等業務	長門石小学校・ 宮ノ陣小学校 給食調理等業務	安武小学校・ 大善寺小学校 給食調理等業務
見積 もり 金額 の上 限	5年間の総額	120,812,000	188,518,000	176,572,000
	令和9年度	21,864,000	34,117,000	31,955,000
	令和10年度	22,957,000	35,823,000	33,553,000
	令和11年度	24,105,000	37,614,000	35,230,000
	令和12年度	25,310,000	39,495,000	36,992,000
	令和13年度	26,576,000	41,469,000	38,842,000
	単年度平均額	24,162,000	37,704,000	35,314,000

消費税及び地方消費税相当額を除いた額であり、単位は円である

4 実施形式

「公募型」

5 スケジュール

実施内容	実施期日等
公募開始（久留米市ホームページにて公表）	令和8年9月25日
質問書受付締切	令和8年10月14日
現地説明会開催	令和8年10月15日、16日
質問書に対する回答	令和8年10月23日
参加申込書・企画提案書の提出期間	令和8年10月23日～ 令和8年10月30日
資格審査の結果通知（参加資格がない場合のみ）	令和8年11月17日【予定】
プレゼンテーションの実施	令和8年11月30日【予定】
審査結果通知書の送付	令和8年12月中旬
契約締結	令和8年12月下旬

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、令和8年4月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 基本的事項

学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環として、子どもたちのために安全でおいしい給食を円滑にかつ安定的に提供できること。

(2) 業務遂行能力

- ① 継続して3年以上大量調理業務（同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供する調理）の実績があること。
- ② 久留米市内に本店を有し又は福岡県内に事務所等を有し、本市と速やかに連絡調整が取れること。

(3) 安全衛生

- ① 会社独自の衛生管理マニュアルを作成し、十分な衛生管理を行っていること。
- ② 従業員に対して計画的に安全衛生教育を実施していること。

(4) 信用状況

- ① 福岡県内において過去5年以内に食品衛生法に基づく食中毒等による行政処分を受けていないこと。
- ② 万一の事故発生に備えて損害賠償を確実にできること。
- ③ 委託業務の履行が不能となる場合に備え代行保証人の設定ができること。

(5) 欠格事項等

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税及び市税
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑤ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7 現地説明会

(1) 開催日時

学校名	実施日	集合時間	内容
長門石小学校	令和8年10月15日（木）	13：30	給食室・配膳室・リフト等の 施設整備、厨房機器の確認
宮ノ陣小学校		14：30	
安武小学校		15：30	
大善寺小学校		16：30	
南薫小学校	令和8年10月16日（金）	16：30	

(2) 参加申込み等

- ① 参加を希望する場合は、各社2名（細菌検査を受けて異常がないこと）までとし、現地説明会参加申込書（様式2）を令和8年10月5日（月）午後5時までに「17 問い合わせ先」へ提出すること。（提出はメールもしくはファックスで行うこと）
- ② 学校への車両の乗り入れは、各社1台とし児童等の安全確保に十分注意すること。
- ③ 当日は、白衣・キャップ・マスク・履物（汚染用、非汚染用）・細菌検査結果（写し）を持参すること。
- ④ 体調不良により参加者が欠席または変更となる場合は、分かり次第「17. 問い合わせ先」に電話連絡すること。

8 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの募集要項及び仕様書等に関する質問については、久留米市学校給食調理等業務に関する質問書（様式3）を電子メールに添付して、「17 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和8年10月14日（水）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

令和8年10月23日（金）（予定）に、市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問の内容について、質問者に問い合わせを行うことがある。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項、仕様書、久留米市契約事務規則及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を各1部ずつ（②は13部）提出すること。なお、④、⑬は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

① 参加申込書（様式1）

② 企画提案書 13部（「10 企画提案書作成方法」を参照）

③ 価格提案書（様式4）

④ 登記事項全部証明書 ※写可

⑤ 会社概要調査表（様式5）

⑥ 会社等の概要（直近3期分の財務諸表・貸借対照表の写し、営業所及び支店数、従業員数、調理師等の有資格者の状況などが確認できるもの）

⑦ 給食受託実績（様式6、様式7）

大量調理業務の実績及び特定給食施設での給食実績（学校給食は除く）は、様式6（令和8年4月1日現在にて記入すること）を提出すること。なお、学校給食調理業務の実績がある場合は、様式7（令和8年4月1日現在で記入すること）についても提出すること。

⑧ 役員等調書及び照会承諾書（様式8）

⑨ 過去5年以内に食品衛生法による行政処分がないことの証明（福岡県内にある各営業所を所轄する保健所毎が発行する証明書。ただし、福岡県内に営業所がない場合など証明書が発行できないものについては、事業者作成の確約書でも可。）

⑩ 従業員（調理員及び栄養士）の研修計画及び実績（令和9年度計画及び令和8年度実績（見込み））

⑪ 会社独自の衛生管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアル

⑫ 損害賠償責任保険の加入状況（様式9）

⑬ 納税証明書 ※写可（下記参照）

⑭ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

納税等証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分			税区分		法人	個人
			税 目			
市内	市外かつ 県内	県外	国税等	法人税、所得税、 消費税及び地方消費 税	国税に未納がない証明 （納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明 （納税証明書その3の2）
			福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納がない 証明	福岡県税に未納がない 証明
			久留米市税	法人市民税、市県 民税、固定資産税、 軽自動車税	久留米市税に滞納がな い証明	久留米市税及び国民健 康保険料に滞納がない 証明
			久留米国保	国民健康保険	—	

（例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：県内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」の証明を提出）

（例3：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出）

(2) 提出期間及び時間

令和8年10月23日（金）から令和8年10月30（金）（土日祝日を除く）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、（2）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

① 表 紙 「久留米市学校給食調理等業務企画提案書」と記載

② 様 式 A4版縦型・長辺綴じ

ただし、「提案項目2 学校給食業務の実施体制に対する提案

①従事者の配置について」は、業務従事者配置計画書及び業務工程表（様式10-1・2）を業務（学校）毎に作成のうえ、提案すること。

③ 文 字 フォントサイズ11ポイント・横書き

④ 提出部数 13部（正1部、副12部）

⑤ 制限枚数 表紙及び業務従事者配置計画書及び業務工程表（様式10-1・2）を除き10ページ以内

注 意 提案書（副本）には、社名等提案者を特定するような記載は一切行わないこと。
（正本には、社名等を明記する）

(2) 構成とポイント

① 提案書は、下表に示す構成とすること。

② 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

- ③ 文章を補完するために、また、分かりやすくするために、イメージ図又は図面等を使用しても差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

項目	構成		ポイント
1	学校給食における調理業務に対する提案	①安全で安心な学校給食の提供について	学校給食に対する基本定な考え方（学校給食法の趣旨、会社方針等）及びその実現に向けた取組みを記載のこと
		②学校との連携について	交流給食や食育推進など、学校行事等への参加について記載のこと
2	学校給食業務の実施体制に対する提案	①従事者の配置について	業務従事者配置計画書及び業務工程表（様式10-1・2）を作成し、適正かつ安定性のある調理業務体制及び代替要員を含む従事者の配置計画について記載のこと
		②従事者及び業務のマネジメント体制について	調理責任者の配置による従事者の統轄、エリアマネージャーの定期巡回及び巡回指導報告書の提出など、従事者及び業務のマネジメント体制について記載のこと。また、従事者の感染症対策、ノロウイルス対策など、欠員時のサポートなどバックアップ体制及び労務管理体制について記載のこと
		③従事者に対する教育及び研修体制について	従事者に対する衛生管理、調理技術向上、アレルギー対応、 <u>個人情報保護</u> 等に関する教育及び研修体制について記載のこと。
		④業務開始までの計画について	業務開始に向けて、従事者の確保及び研修等の取組みについて記載のこと
3	学校給食における衛生管理に対する提案	①衛生管理の徹底に対する具体的な方策について	「学校給食衛生管理基準」等に基づく取組みについて記載のこと
		②食中毒防止に対する具体的な方策について	「学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく取組みについて記載のこと
		③異物混入の防止に対する具体的な方策について	人・食材・調理機器等から混入する異物に対する取組みについて記載のこと
		④調理施設のドライ使用、ドライ運用に対する具体的な方策について	床を濡らさないよう配慮し、水跳ね等による二次汚染を防止するなどの取組みについて記載のこと
4	アレルギー対応食に対する提案	①アレルギー対応食を確実に提供するための具体的な方策について	「久留米市学校給食における食物アレルギー対応手引き」等に基づく取組みについて記載のこと
5	危機管理に関する提案	①従事者が感染症に罹患した場合、事故（食中毒、異物混入等）及び災害発生時の具体的な方策について	連絡体制の構築や初動対応及びその後の対応などについて記載のこと

6	給食調理員の熱中症予防に対する提案	①給食調理員に熱中症の症状が発生しないための具体的な方策について	給食調理員に熱中症の症状が発生しないための独自の取組みについて記載のこと
7	その他独自の取組みに対する提案	①上記項目の他、食育や衛生管理上の効果がある独自の取組みについて	上記項目の他、食育や衛生管理上の効果がある独自の取組みについて記載のこと

1.1 審査方法

企画提案書等については、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) プレゼンテーション実施日

令和8年11月30日（月）【予定】

(2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 10分

(4) 質疑応答 20分

(5) 参加人数 2人以内

(6) 評価項目及び配点

評価項目		配点
定性的評価項目	学校給食における調理業務に対する提案	70%
	学校給食業務の実施体制に対する提案	
	学校給食における衛生管理に対する提案	
	アレルギー対応食に対する提案	
	危機管理に関する提案	
	給食調理員の熱中症予防に対する提案	
	その他独自の取組みに対する提案	
会社経営に関する評価項目	会社の経歴及び経営状況が健全であるか	10%
価格に関する評価項目	提案書に対する価格の妥当性	20%
合計		100%

(7) 留意事項

企画提案書を用いた説明とし、パソコンの使用は、認めないこととする。

1.2 候補者の選考方法

(1) 評価の得点が最も高い者を候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。

(2) 失格者、定性的評価項目の得点の合計が6割未満の場合、又は、会社経営に関する評価項目が低い場合は、候補者としない。

(3) 最高得点の者が複数の場合は、定性的評価項目と会社経営状況に関する評価項目の合計得点が最も高い者を候補者とする。

(4) 同一の事業者が、同一の公募区分枠内の複数の発注単位で最高得点となった場合、いずれの単位でも候補者とし、複数単位の受託を認める。

- (5) 令和8年4月1日時点で久留米市学校給食調理等業務を受託していない新規事業者が、複数の発注単位で最高得点となった場合は、当該事業者の希望優先順位が最も高い単位についての候補者とする。
- (6) 応募者がいない単位や上記(5)の結果、候補者となるべき事業者がいない単位が生じた場合には、候補者なしとし、当該単位についてのプロポーザルの手続きを中止する。
- (7) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。
- (8) 候補者を決定した後は、協議が整い次第、速やかに候補者と契約の手続きを進めるものとする。
なお、候補者が契約を辞退したとき、または、失格事項に該当することが判明した場合は、次順位候補者と契約の手続きを進めるものとする。

1.3 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年12月下旬

1.4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 募集要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「3 予算額」を超過した場合
- (7) 企画提案書の業務従事者配置計画書及び業務工程表の従事時間が仕様書の従事時間数を満たさない場合

1.5 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.6 その他

(1) 辞退の場合

- ① 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1.7 問い合わせ先」に提出すること。
- ② 候補者が契約を辞退する場合は、辞退届を「1.7 問い合わせ先」に提出すること。（辞退届の様式は、結果通知書に同封する。なお、辞退届の提出期限は結果通知書に記載する。）

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ② 提出されたすべての書類は原則返却しない。ただし、社外秘の独自マニュアルに限っては本プロポーザル実施後に返却の申し出があった場合はこの限りではない。提出後の差し

替え及び追加、削除は認めない。

- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 予算の議決

本件の契約には、令和9年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 7 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市教育部学校保健課（担当：相浦、赤峰）

電話 0942-30-9273 ファクシミリ 0942-30-9719

電子メールアドレス gakuho@city.kurume.lg.jp